

教育訓練(休業時間で人材育成)

1 教育訓練(雇用調整助成金コロナ特例)ってどんな制度？

新型コロナウイルスの影響により

- ①休業や時間短縮等が必要にない
- ②その時間を活用して、教育訓練を実施した事業主に、
- ③訓練受講者の賃金や加算額を国が助成する制度です。

※中小企業の場合:訓練日の賃金最大100%

加算額 一人当たり2,400円/1日

2 どんな会社が申請できるの？

- ①売上が下がり、休業や時間短縮を実施した。
- ②その時間を活用し、従業員の教育訓練を行った。
(他にも支給要件があります。)

※1 雇用保険の被保険者である従業員の方に限られます。

※2 研修を1日の所定労働時間受講した場合、1日の加算額が支給されます。

⇒このような事業主の方が申請できます。

3 教育訓練(研修)って何をすればいいの？準備が大変では？

【原則】

職業に関する知識、技能または技術を習得し、向上させることを目的とする教育、訓練、講習等

<コロナ特例期間(4月1日~9月30日)のみ可能なもの>

- 職種を問わず、職業人として共通して必要となるもの。
(接遇・マナー講習、ハラスメント講習など)※オンライン可
- 講師不在の自習形式の訓練(動画等の視聴を含む)

※特例期間のみ可能なものは、どちらも自宅で受講した場合のみ対象となりません。

⇒北九州市では福岡県と協力し、ネットやスマホで受講できる研修プログラムを無償で提供しています。詳しくは「しごまる。」で検索

4 申請には何が必要なの？

〔雇用調整助成金の申請に必要なもの〕

- 売上などがわかる書類(売上簿、収入簿など)
※休業した月と1年前の同じ月の2か月分が必要です。
(休業した月の前月などでもいいです。)
- 休業させた日や時間がわかる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)
- 休業手当や賃金の額がわかる書類(給与明細の写しや控え、賃金台帳)
- 労働保険料確定申告書や所得税徴収高計算書の写し

<教育訓練を実施したときに追加して必要なもの>

- 教育訓練の計画内容が確認できる書類
(対象者、科目、講師、カリキュラム、期間など)
※通常の業務と区別して実施されていることが確認できる書類もあわせて提出して下さい。
- 講師の方のプロフィール等(必要な知識・経験の確認)
※指導員や講師が実施しない場合は不要です。
- 受講料の領収書など(事業所外での訓練の場合)
- 受講を証明する書類(各受講者が作成したレポートなど)

以上に加えて国から追加書類の提出をお願いされることがありますが…

北九州市と福岡県が共同提供した研修プログラムの利用者は、研修カリキュラム(ネットから入手可)と受講レポートを添付すれば、申請することができます。

- 新型コロナで休業しないと伺えない。
- できればその期間を社員教育に活かしたい。

という事業主の方、ぜひご相談にいらっしゃってください！

〔お問い合わせ先〕

北九州市雇用調整助成金

- 小倉相談窓口(AIM8階) TEL 093-551-3619
- 戸畑相談窓口(テク/センター1階) TEL 093-873-1433
- 黒崎相談窓口(コムシティ6階) TEL 093-642-2861